

自動車保管場所証明申請書作成の手引き（軽四除く）

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書										
車名	型式	車台番号						自動車の大きさ		
①	②	③ ← ここから記入（アルファベットには、下欄にレ印を記入してください。）						長さ	センチメートル	
								幅	④	センチメートル
								高さ	センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置（自宅等）		⑤								
自動車の保管場所の位置		⑥								
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。										
⑦ 警察署長 殿 年 月 日 ⑧										
申請者 住所 ⑨ ふりがな 氏名 ⑩ 電話										
第 号										
自動車保管場所証明書										
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。										
年 月 日 警察署長 印										

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要であると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外をいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

連絡先	⑫
TEL	

乗換え車両	無・有（登録番号 ⑪）	（車台番号）
-------	-------------	--------

【①～④については、自動車検査証等を確認して正確に記入して下さい。】

- ① 車検証等の「車名」を記入。（トヨタ、日産、ホンダ、三菱等）
- ② アルファベット・ハイフンも正確に記入。（原動機の型式ではありません。）
- ③ 左寄せでアルファベット・ハイフンも正確に記入。
申請時に車台番号が確定していない場合は空欄のまま申請し、証明書の交付時に記入して下さい。
アルファベットと数字が混在する場合は、アルファベットの下欄に「レ印」を付して下さい。
- ④ 単位は「センチメートル」です。（数字を3桁ごとに区切るコンマは入れないで下さい。）
- ⑤ 自動車を使用する拠点となる住所を記入します。個人の場合は通常、住民登録されている住所となりますが、異なるときは窓口で相談してから記入して下さい。
法人の場合は通常、法人登記されている営業所、出張所等の所在地となりますが、異なるときは窓口で相談してから記入して下さい。
「使用の本拠の位置」については、住民登録や法人登記の事実のみでなく、居住実態や営業実態がある場所として下さい。
- ⑥ 「保管場所の位置」の記載は住所番地までとし、アパートなどの部屋番号は記入しないで下さい。
⑤と⑥は直線距離で2キロメートル以内である必要があります。
保管場所使用承諾証明書がある場合は、同証明書記載の「保管場所の位置」欄のとおり記入して下さい。
- ⑦ ⑥の「保管場所の位置」を管轄する警察署長を確認のうえ記入して下さい。
- ⑧ 警察署窓口に出示する日付を記入して下さい。
- ⑨ 住所は印鑑登録証明書のとおり記入して下さい。（⑩の氏名も同じ）
- ⑩ 氏名にはふりがなを付して下さい。法人の場合は、代表者氏名も記入して下さい。
郵便番号、電話番号も忘れずに記入して下さい。
- ⑪ 乗り換え車両がある場合は、「有」に○印をして、登録番号と車台番号を記入して下さい。
（乗り換え車両が後に判明した場合は、資料の提出を求められる場合があります。）
- ⑫ 申請内容について、説明できる方の氏名と連絡先（電話番号）を記入して下さい。

（裏面へ）

添付書類について

1 保管場所を使用する権利を有することがわかる書類

(1) 保管場所が、申請者単独の自己所有である場合

申請者本人が、「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」を作成して下さい。

土地の名義人がすでに亡くなり、名義変更がされておらず、申請者が管理している場合も含みます。この場合は「土地名義人〇〇〇〇は既に死亡しており、現在私が管理しています。」と余白に追記して下さい。

(2) 他人の土地または建物を保管場所として使用する場合、次のいずれかの書類

○保管場所使用承諾証明書

○駐車場賃貸借契約書の写し

（注）契約書に記載された内容によっては取扱いできない場合があります。

○保管場所の管理人である公法人が、保管場所の使用について確認している場合は、「保管場所使用確認証明書」

※「使用期間」は原則、申請日から概ね1年以上であること。ただし、月極駐車場の場合で1年以上の契約が困難な場合は、最低でも1ヶ月以上の使用契約である（契約更新が見込まれる）ものに限ります。

(3) 保管場所が、他人と共有している土地又は建物である場合

申請者本人が、「保管場所使用権限疎明書面（自認書）」を作成すると共に、共有者については、共有者本人が、「保管場所使用承諾証明書」を作成してください。

共有者が複数人いる場合は、可能な限り、それぞれの共有者ごとに「保管場所使用承諾証明書」を作成してください。

2 保管場所の所在図及び配置図

(1) 「所在図」は、近隣にある著名な建物、付近の道路について記載するほか、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」の直線距離を図示して下さい。なお、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」は、直線距離で2キロメートルを超えてはなりません。

所在図に市販の地図等のコピーを使用する場合には、著作権法違反にならないよう取扱いに注意して下さい。

所在図は、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が一致する場合、又は、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が旧自動車（乗換え車両）の「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が一致する場合は省略することができます。

ただし、「使用の本拠の位置」や「保管場所の位置」が判然としない場合等は、警察署において所在図の記載を求める場合があります。

(2) 「配置図」は、保管場所周囲の建物、空地及び道路を表し、保管場所の平面寸法及び保管場所に通じる道路の幅員を明記して下さい。

3 その他

(1) 申請手数料 **2,250 円**が必要です。現金支払いのほか、キャッシュレス決済もご利用いただけます。

(2) 自動車保管場所証明書については、交付後の訂正はできません。

申請者住所、氏名欄については、運輸支局に提出する印鑑登録証明書の記載内容と同一である必要があるため、誤りがないように記入して下さい。

(3) ご不明な点があれば警察署窓口にお問い合わせ下さい。